

2014年8月21日

日本出版販売株式会社  
書籍部部长 萬羽励



謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、誠に有難うございます。

貴社より拝受しました7月18日付文書について回答致します。

貴社は、貴社と弊社間の再販売価格維持契約書（以下、「本件契約」といいます。）第3条及び第4条に弊社が違反しているとして、同第5条に基づく違約金をご請求されています。しかし、弊社はAmazon.com Int'l Sales, Incとの間で再販売価格維持契約書を締結しており、本件契約第3条又は第4条には違反しておりません。

なお、従前より繰り返しお伝えしているとおり、ポイント付与が再販契約違反に該当するかどうかについては多様な解釈があり、どの程度の還元ポイントが再販契約違反に当たるかどうかについて司法や行政における統一的な解釈基準が示されていない現状の下では、AmazonStudentプログラムにおけるポイント付与が再販契約に違反するかどうかを弊社が判断するのは困難です。故に、再販契約に違反することを前提として、貴社出版物におけるAmazonStudentプログラムの除外についてAmazon.com Int'l Sales, Inc様に指導することはできません。

以上の次第ですので、ご請求頂きました違約金のお支払は致しかねますことをご理解頂きたたく存じます。

謹白